

大分県報

令和八年
第七二二号
七月十日

（金曜日）

目次

告 示

令和八年度の二等陸・海・空士（任期制自衛官）の募集期間、採用試験の期日並びに試験場の位置及び名称……………一

土地改良区の定款変更認可……………一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二

大分県地域改善対策奨学金等未収金回収業務委託……………三

公 告

家畜商講習会の開催……………三

土地改良区の役員の退任……………四

土地改良区の役員の就任……………四

土地改良区の役員の就退任……………四

○ 告 示

大分県告示第二百八十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和八年度の二等陸・海・空士（任期制自衛官）の募集期間、試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のように定める。

令和八年七月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 募集期間

令和八年七月一日から同年九月一日までの間

二 ウェブ（Web）試験（筆記試験及び適性検査）における試験期日

令和八年七月十日

令和八年九月十六日又は同月十七日のうち受験者が希望する日
三 口述試験及び身体検査

試験期日及び検査実施日

令和八年九月二十七日から同月二十九日までの間
で自衛隊大分地方協力本部が指定する日

試験場及び身体検査場の位置及び名称
別府市大字鶴見四五四八一四三
陸上自衛隊別府駐屯地

四 その他

詳細については、自衛隊大分地方協力本部募集課（電話〇九七―五三六―六二七二）に問い合わせること。

大分県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年七月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

三重町土地改良区

豊後大野市

令八・六・二六

大分県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和八年七月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定を解除する区域	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象	指定年月日及び告示	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	備考

大分県報（告示）

令和八年七月十日

大分県報（告示）

大分県告示第二百九十二号						
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。	上宮本	津久見市大字津久見	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十四年三月三十日大分県告示第百四十八号	別図のとおり
	家野	白杵市大字家野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十二年三月二十六日大分県告示第百八十七号	別図のとおり
	清水原	白杵市野津町大字清水原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	清水原	白杵市野津町大字清水原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	家野	白杵市大字家野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	上宮本	津久見市大字津久見、上宮本町及び中田町	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	志手町	津久見市志手町	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
上長岩屋第3	豊後高田市市長	土砂災害警戒区域及び土砂	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、豊後高
指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考

	岩屋	災害特別警戒区域			田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
一畑谷	豊後高田市一畑	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
大平谷	豊後高田市田染池部及び田染横嶺	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
両田谷4	豊後高田市田染相原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
奥畑川9	豊後高田市佐野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
長添	豊後高田市草	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

大分県告示第二百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県地域改善対策奨学金等未収金回収業務を委託した。

令和八年七月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
弁護士法人ライズ総合法律事務所

東京都中央区日本橋三一九一一 日本橋三丁目スクエア十二階

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和七年九月一日

○公 告

三 委託をした日
令和八年四月一日
四 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。
令和八年七月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 講習会の目的
家畜の取引の業務に必要な知識の修得

二 講習の対象者
家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所
1 日時 令和八年九月二十八日 午前八時五十分から午後五時まで
令和八年九月二十九日 午前八時五十分から午後五時十五分まで

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八一会議室
四 講習の方法

講 習 内 容

講習時間

家畜の取引に関する法令
家畜の品種及び特徴
家畜の悪癖、機能障害及び疾病
五 受講手続及び受付期間
1 受講手続
(一) 書面申請の場合
県振興局に備付けの家畜商講習会受講申込書と誓約書に、講習手数料として三千四百五十円の大分県収入証紙と写真を添え、申請者の住所を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者については、県中部

四 四 六

令和八年七月十日

大分県報（告示・公告）

令和八年七月十日

大分県報（公告）

四

振興局農山漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

(二) 電子申請の場合

大分県ホームページの電子申請フォームで申し込むこと。手続の詳細については、大分県農林水産部畜産振興課ホームページにて掲載する。

2 受付期間

令和八年七月十日から同年八月二十一日まで

六 講習会修了証明書の交付

講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であっせんする。）

八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、享保井路土地改良区（大分市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年七月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名

氏 名

住

所

監 事

池 邊 吉 人

由布市挾間町鬼崎一七〇番地の一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、三重町土地改良区（豊後大野市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年七月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（就任役員）

役 名

氏 名

住

所

理 事

後 藤 和 代

豊後大野市三重町秋葉七一三番地

〃

黒 木 靖 子

〃 三重町上田原九九四番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、高島井堰土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年七月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名

氏 名

住

所

理 事

吉 良 勝 彦

佐伯市大字稲垣九八〇番地

〃

福 嶋 雅 幸

〃 大字稲垣二〇六〇番地

〃

米 澤 伴 良

〃 大字稲垣一二七六番地二

〃

米 澤 康 博

〃 大字稲垣一〇三五番地

〃

出 納 康 男

〃 大字稲垣八二七番地

〃

檜 垣 俊 彦

〃 大字池田一三二五番地一 ラビアンローゼ三〇一

〃

伊 東 順 一

〃 大字池田八九五番地四

〃

内 田 昇 二

〃 大字池田一五八四番地

〃

山 本 豊 喜

〃 大字池田一四八一番地

〃

山 本 澄 夫

〃 城南町一二番二八号

監 事

野々下 正比良

〃 城南町一二番二六号

〃

繁 里 雄 一

〃 大字池田六五一番地一

〃

羽 明 謙 二

〃 大字稲垣一五四三番地一〇

(就任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	出納康男	佐伯市大字稲垣八二七番地	
〃	福嶋雅幸	〃 大字稲垣二〇六〇番地	
〃	米澤伴良	〃 大字稲垣一二七六番地二	
〃	米澤康博	〃 大字稲垣一〇三五番地	
〃	吉良勝彦	〃 大字稲垣九八〇番地	
〃	檜垣俊彦	〃 大字池田一三二五番地一 ラビアンロー ゼ三〇一	
〃	伊東順一	〃 大字池田八九五番地四	
〃	内田昇二	〃 大字池田一五八四番地	
〃	山本豊喜	〃 大字池田一四八一番地	
〃	山本澄夫	〃 城南町一二番二八号	
監事	野々下正比良	〃 城南町一二番二六号	
〃	繁里雄一	〃 大字池田六五一番地一	
〃	佐藤英二	〃 野岡町一丁目一〇番三八号	

令和八年七月十日

大分県報（公告）